

京都大学	博士(文学)	氏名	小 城 拓 理
論文題目	ロック倫理学の解明とその現代的意義の探求		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文は17世紀のイギリスの哲学者ジョン・ロック(1632~1704)の倫理学の解明とその現代的意義を探求し、これを提示することを目的とする。</p> <p>ロックはその主著『人間知性論』によって一般にはイギリス経験論の祖として知られている。ロックが後世に与えた影響は哲学史の常識であり、もはや多言を要さない。ところが、社会契約論を始め、自然法論や所有権論、抵抗権論といった重要なトピックを含んだ『統治二論』におけるロックの倫理学は、後世の現実政治への影響とは裏腹に、研究史において芳しい評価を得てこなかった。その理由は二つある。第一に、一般には社会契約論として知られるロックの同意論はヒュームを嚆矢とする数多くの批判を浴び、倫理学の議論としては後景に退いてしまったことであり、第二に、『統治二論』に散見される記述の齟齬から、これは時事的なパンフレットだという低い評価が趨勢を占めてきたことである。</p> <p>このような評価に抗すべく、本論文は以下三つの目的を有するものである。第一に、ロック倫理学を解明し、その内実を出来る限り整合的な形で析出することである。そして、第二に、ロック倫理学への誤解や批判と向き合い、これを正し、できる限り擁護することである。そして、第三に、ロック倫理学の現代的意義を探求し、これを提示することである。以上の目的を達成するため本論文は『統治二論』を始めとする著作はもちろん、遺稿や書簡までも視野に入れながら、研究を遂行するものである。</p> <p>本論文は全三部構成で八章から成る。第一部「ロック倫理学の予備的考察」ではロック倫理学の前提を押さえた。第一章「自然状態における人間」では、人間が生来持っている諸権利の概略をまとめた。特にここでは人間が生来有する生命、自由、財産と総称されるところのプロパティに対する人間の排他的権利について詳らかにした。</p> <p>続く第二章「人間関係としての自然状態」では、ロックが前提としている自然状態とはいかなる状態であるのかを明らかにした。先行研究ではロックの自然状態とは統治の設立以前の歴史的状态とされてきた。そして、そうであるがゆえに自然状態はヒュームを始めとして、その歴史的存在性が疑われてきた。これに対して本論文は、『統治二論』全体に散在するロックの自然状態の記述を丹念に読解することで、ロックの自然状態が、実は統治の設立以前にのみ存在するような歴史的状态などではなく、同じ統治を共有しない者同士の間人間関係を意味することを明らかにした。さらに本章では、第一章で示したプロパティへの排他的権利を前提にすれば、人間は誰もが自然状態に生まれ落ちることを指摘することで、自然状態は統治下にあっても存在することを解</p>			

明した。

第三章「自然法と道徳」ではロックの道徳論の内実を究明した。先行研究では自然法は神の法であることから、ロックの神学的側面が強調されてきた。そして、神学的側面を有するがゆえに、ロック倫理学の現代的意義は否定されてもきた。これに対して本論文はロックの道徳論は自然法にのみ汲みつくされるものではないことを主張する。ここで本論文は『人間知性論』における「評判法」に着目した。「評判法」とは、世俗の社会に生きる人々の評価や評判に基づく道徳のことである。実は、ロックはこの「評判法」が神の法と大部分一致すると明言している。つまり、ロックは自然法を重視していた一方、社会の人々の評価や評判に基づく世俗的な道徳論も展開していたのである。このような人々の評価や評判を重視するロックの道徳論は後年ヒュームやアダム・スミスにおいて結実するいわゆる道徳感情論を先取りするものと言えるだろう。

第一部の知見を踏まえた上で、第二部「ロック倫理学の解明」ではいよいよロック倫理学の内実を明らかにする。第四章「同意論」では、同意による統治の設立のプロセスを押さえた後、ロック同意論を仮説的同意論とする解釈を俎上に載せた。この解釈はヒュームを嚆矢とするロック批判を克服するものとして、近年勢力を増してきている。というのも、ロックの同意を仮説的なものにしてしまえば、その前提であるところの自然状態も原始契約も単なるフィクションとすることが可能となるからである。だが、このロック解釈は受け入れ難い。なぜなら、この解釈では、ロックが『統治二論』第一篇で展開したフィルマー批判やプロパティへの排他的権利と齟齬を来たすからである。ロック同意論はあくまでも被治者に現実の同意を要請する現実的同意論として読まねばないのである。

さて、ロックは同意には二つの示し方があるとしていた。すなわち、明示の同意と暗黙の同意である。第五章「同意の表明の仕方」ではこの同意の示し方をめぐってこれまで研究者を二分してきた論争に取り組んだ。この論争は、人間を社会の成員とするのは明示の同意のみかどうかという論争である。一方の研究者は明示の同意のみが人間を社会の成員にすると主張し、他方の研究者は、暗黙の同意もまた人間を成員すると主張してきた。実は、ロックは『統治二論』のある箇所では明示の同意のみが人間を成員にすると述べ、他の箇所では暗黙の同意もまた人間を成員にすると述べているので、この論争は決着を見ないできた。この論争に対して、本論文はこの両者に共通する前提、すなわち、示し方が異なるがゆえに明示の同意と暗黙の同意は異なる役割を果たす同意であるという前提を問うた。そして、明示の同意と暗黙の同意の区別は「一般的に行われている区別」だとするロックの記述をもとに、日常生活では暗黙の同意が場合によっては明示の同意と同じ役割を果たしうることを、またロックに影響を与えたプーフENDORFもそう主張していることを示した。さらに、同意をするのはいったい誰なのかという観点から場合分けをすることで、これまで矛盾するとされ

てきたロックのテキストが整合的に読めることを明らかにした。

第六章「抵抗権論」ではロックの抵抗権論の前提であるところの統治と社会の区別を取り上げた。この区別によってロックは、統治が圧制を敷いた場合、統治は解体するが社会は解体しないので、社会は統治を打倒できると主張する。ところが、レオ・シュトラウスらが指摘するように、『統治二論』には統治が解体しても社会は解体しないという記述とともに、統治が解体すると人間は自然状態に戻るので、社会も解体するかのような記述も存在している。本章ではこの記述の齟齬に取り組んだ。ロックによると、統治の解体とは、統治と社会とが戦争状態に陥ることを意味する。そして、本論文第二章の解釈をもとにすれば、この戦争状態は、両者の間に共通の統治がないゆえに、自然状態でもある。つまり、統治が解体することで人間は確かに自然状態に戻ることになる。だが、それでも社会が解体していないことに注意しなければならない。というのも、人間は社会に入るときに、社会を一つの団体とすることに同意していたからである。この同意は統治の解体後も拘束力を持つため、統治が解体したとしても、人間は社会という団体として一体であり続けなければならない。つまり、自然状態に戻ることに社会が解体することとは全く違うのである。こうして本論文はロックの記述が整合的に読めることを明らかにした。

第三部「ロック倫理学の現代的意義の探求」ではロック倫理学が現代にどのようなインパクトを持つのかを考察した。まず、第七章「ヒュームのロック批判の検討」ではロックに対するヒュームの規範的批判を検討した。ヒュームのロック批判は三つに整理できる。第一に、統治への服従義務はそれがもたらす社会的利益で説明ができるので、同意は不要だという批判である。第二に、居住の事実から導出される暗黙の同意は自由な同意ではないという批判である。第三に、ロック同意論は圧制を容認しかねないという批判である。第一の批判に対して本論文は、ヒュームのように統治への服従義務は社会的利益に拠ると訴えるだけでは、特定の統治への服従義務を導出することができないことを指摘することで、同意の必要性を主張した。第二と第三の批判に対しては、暗黙の同意は自然法と立法部の設置という二つの条件を課されていることを明らかにすることで、ロックが居住の事実だけから暗黙の同意を導出していないことを示し、ヒュームへの反論を試みた。

第八章「正義の自然的義務について」では、ロック倫理学の現代的意義の提示に取り組んだ。そのため、本章では近年活発な議論が交わされている政治的責務論、すなわち統治への服従義務の導出をめぐる議論を取り上げた。この政治的責務論には様々な主張があるが、ここで本論文は正義の自然的義務という概念に焦点を絞った。もともと、この概念は現代に社会契約論を復活させたと言われるロールズによって案出されたものである。端的に言えば正義の自然的義務とは、我々に適用される正義に適った統治には服従しなければならないという人間が生来有する義務のことである。本章は、この正義の自然的義務の検討を通じて、ロールズとはまた違うタイプの社会契約

論であるところのロック同意論の可能性を提示することを目指した。さて、この正義の自然的義務にはシモンズによって二つの批判が寄せられた。第一に正義の自然的義務では特定の統治への服従義務が導出できないという批判であり、第二にロールズにおける「我々に適用される」という表現の曖昧さを突く批判である。この批判に対して、ロールズに代わって正義の自然的義務の擁護を図ったのがウォルドロンであった。ウォルドロンの議論は二つある。第一に、正義の自然的義務はロック同意論よりも優れた政治的責務論だという議論であり、第二に、シモンズへの反論である。これに対して本論文は、ロックの自然法論をもとにまず前者の主張が誤りであることを示した。次に本論文はシモンズに対するウォルドロンの反論を検討し、その結果、ウォルドロンはシモンズの反論に応えられているものの、それは正義の自然的義務を一貫させず、密かにロック同意論に依拠することによってであることを明らかにした。つまり、自然法と現実的同意を含むロック倫理学は、ウォルドロンが正義の自然的義務の利点としていたものも無理なく説明できるだけでなく、正義の自然的義務の弱点も克服できるのである。

本論文が明らかにしたロック倫理学の現代的意義は二つある。第一に倫理学における理論的な意義である。ロック同意論の意義が遺憾なく発揮されるのが政治的責務論である。このことは正義の自然的義務という概念とロック同意論との比較検討において明らかになった。ロック同意論は現実の同意という契機を含んでいるので、正義の自然的義務による説明よりも無理なく政治的責務を説明できる。本論文は、ロールズのそれとはまた違った、ロック同意論というもう一つの社会契約論の可能性を現代倫理学に対して示せたと思われる。

第二に、現代社会への改革の提言という実践的な意義である。本論文は特にロックの暗黙の同意に現代的意義を認める。そもそも、この暗黙の同意には条件が課せられていた。第一に自然法であり、第二に立法部の設置である。特に後者は重要である。なぜなら、暗黙の同意を推定するためには、被治者全員に開かれた立法部を設置することが要請されるからだ。しかし、人類史を振り返れば分かるように、民主主義を標榜するどんな国でも立法部が全ての被治者に開かれたことはただの一度も無い。人間の生来の自由と平等を前提とするならば、このような被治者の排除は許されない。ロック倫理学は、このように排除された人々を支え、励ますことができる。ロック倫理学は実践的な意味でもその価値を失っていないのである。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、17世紀イングランドの哲学者ジョン・ロックの倫理学の核心を『統治二論』を中心として解明し、あわせてその現代的意義を問うものである。ロックの倫理学あるいは社会哲学は、その独自の社会契約論によって著名であるが、名誉革命やアメリカ独立戦争に対する影響などにみられる社会思想史的意義はともかく、哲学的な評価としては、たとえば『人間知性論』における認識論などに比してそれほど高くはないというのが現状である。その理由としては、D・ヒュームに代表されるような社会契約論そのものへの批判や、神を持ち出して議論を決定的なものとする古典的自然法思想への批判の存在をあげることができよう。また、現代において社会契約論的発想を再生させたとされるJ・ロールズの『正義論』が、ロックの契約論とは似ても似つかぬものであるという事実は、ロックの倫理思想をまったく過去のものとして片づけるに十分であるかに見える。

小城氏は、以上のようなロック解釈の現状に対して果敢に異議を申し立て、『統治二論』のみならず、他の哲学的著作や遺稿、書簡を含めたテキストを縦横無尽に探索することを通じて、独自の一貫した解釈を提出しようとする。また、この作業は、同時代から現代に至る無数のロック解釈を丹念に検討し、そこにみられるロックに対する批判にいていねいに答えてゆくという手法によって支えられている。このような試みは、少なくとも日本におけるロック倫理学研究に関しては希有のものであり、本論の独創性を示すものであるといつてよい。

本論文は、三部構成全八章から成り立っており、最初の第一部においては予備的考察としてロックの「自然状態」「自然法」といった主要概念が丹念に検討される。第一章と第二章においては、従来ロック批判の根拠となってきた「自然状態」を統治の設立以前の歴史的状態とする解釈を退け、それを「同じ統治を共有しない者同士の間関係」を表すものであるという解釈、さらには統治の存在下においても自然状態という関係性は存在するという解釈を、テキストの慎重な読解によって提出した。これは、ヒュームらによるロックの「自然状態」は歴史的に実在しない架空のものであるという批判に対する有力な反論となっている。第三章の「自然法」に関する議論は、従来のロック倫理学に対する軽視が、ロックは神を持ち出して議論を停止しているという批判に基づくものであるだけに重要なものであるが、ここで論者は主著『人間知性論』において言及されている「評判法」に着目し、ロック倫理学が神の法たる自然法に基づくものであることは確かであるとしても、その役割を限定的なものであるとし、現実においてむしろ世俗における人々の意見による評価こそが重要視されていること、したがってこの意味ではロックは続く世代のヒュームやスミスの道徳感情論を先取りしていたとさえいえると指摘した。

本論の主要部分である第二部においては、まず第四章でロックの社会契約論の核心にある「同意」概念が周到に検討される。ロックの同意論における困難を排するため、

多くの論者がこれまで同意を仮説的なものとする解釈、すなわち社会の設立においては現実の同意は必要ないという解釈をとってきた。しかし論者は、この解釈が成り立たないということを、多くの仮説的同意論者の議論を克明に検討することを通じて明らかにした。そこでの議論は、統治の「正当性」と「正統性」の峻別という、ロック自身にはない論者独自の解釈枠組みに基づくものであり、この二つを同一視している仮説的同意論は、「どの特定の統治に対する服従義務が発生するのか」という問いに答えられず、ロック自身の意図から大きくはずれるため現実的同意論を採用せざるをえないという結論は、緻密かつ迫力のあるものとなっている。また現実の同意が明示的なものか暗黙のものかという、ロックの曖昧な記述そのものに起因する論争に関しても、第五章において一定の解釈が提出される。ここでの解釈は、ロックが依拠していたとされるプーフENDORFの著作を援用しつつ、誰がどこで同意するのかという現実問題として考えた場合、暗黙の同意が明示の同意と同じ役割をはたすことがあるというものであり、これによりロック同意論に整合的な解釈を与えることができる。第六章における「抵抗権」論の解釈は、これが今なお高く評価されるものであるだけに重要であるが、ここでのロックの記述にも一見すると不整合にみえる点があり、論者はこの問題を「統治」「社会」「戦争状態」「自然状態」といった諸概念を精査することによって明確化し、独自の整合的な解釈を提出することに成功している。

第三部は、ロック倫理学の現代的意義に関するものであり、まず第七章において、ヒュームによるもうひとつのロック批判である、居住の事実から暗黙の同意を導出しているロックの議論は圧政を容認しかねないという、現代でも問題になりうる問題が検討される。ここにおいても論者はテキストの正確な読解に基づき、ロックが居住の事実からのみ暗黙の同意を導出しているわけではなく、統治に関して自由に議論し、異議申し立てが許され、自らの選んだ代表者による立法部によって規制されるような統治形態においてはじめて同意の推定がなされるという独自の解釈によってヒュームの誤解を回避しようとする。最終章の第八章では、現代を代表する社会契約論者であるロールズの統治への服従義務に関する「正義の自然的義務」論をロックの理論と対比させ、ロック契約論がロールズの理論の弱点を補うものであることを示すことによって、ロック倫理学が過去の遺物ではないということを主張した。

以上のように、本論文は、いささか評価の低かったロック倫理学に対して、その契約論を中心に斬新で力強い解釈を与えるものである。テキストの徹底した読みと同時代から現在に至る批判や解釈論争を丹念に再検討した成果はすぐれたものであり、今後のロック研究にも大きい影響を与えるものとなろう。しかし、本論文にもいくつかの瑕疵は残る。たとえば、「ロック倫理学」と表題に掲げつつも、契約論を中心としたために、人格論や、自由意志論、所有論など、現代の理論にも大きな影響を与えている論点に関しては注で論じられているに過ぎないという点、自説を強調したいあまりにやや冗長かつ強引な記述が散見される点などを挙げることもできるかもしれない。

しかしとりわけ前者に関しては論者の今後の精進によって必ずや補われるはずのものであり、直ちに本論文の学術的意義を損なうものではない。

以上審査したところにより、本論文は、博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。平成二十四年十二月十七日、審査委員三名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。